

## 第4章 WIPO 及び WTO/TRIPS 理事会

### その他フォーラムにおける議論の状況等

#### I. WIPO 遺伝資源等政府間委員会 (IGC) における議論の動向 ～2017年2月以降の動き～

##### 1. はじめに

WIPO 遺伝資源等政府間委員会 (Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore: IGC) においては、遺伝資源 (GR)、伝統的知識 (TK)、伝統的文化表現・フォークロア (TCEs) の保護に関し、2001 年以来、知的財産権の観点から専門的かつ包括的な議論が重ねられている。これまで、効果的かつバランスのとれた保護を確保する国際的な法的文書<sup>1</sup>について合意に達することを目的にテキストベースの交渉を行うこと等のマンデートに基づき、それぞれ具体的なテキストに基づく議論が行われてきたが、国際的な保護の枠組の創設を求める途上国と、それに慎重な先進国の意見の懸隔は依然大きいままである。

2017 年 2 月から 3 月に TCEs に関する第 33 回 IGC 会合が、6 月に TCEs 及び WIPO 一般総会への勧告事項に関する第 34 回 IGC 会合が、それぞれ開催された。この第 34 回会合をもって、2015 年の WIPO 一般総会で合意された作業計画において定められていた 2016/17 年度の全ての IGC 会合 (計 6 回) が終了し、2017 年 10 月の WIPO 一般総会にて、2018/19 年度マンデート・作業計画に関する議論が行われ、当該マンデート・作業計画は採択された。それぞれの会合の結果概要は、以下のとおりである<sup>2</sup>。

##### 2. 第 33 回 IGC 会合 (TCEs に関する議論) (2017 年 2 月 27 日～3 月 3 日)

###### (1) TCEs のテキストに関する議論

議論の対象となるテキストに対する意見の収束を図ることを目的として、地域ごとに参加国数を限定した非公式会合と全体会合 (以下「プレナリー」) とを併用する手法が採用され、各条項についてテキストベースの議論が進められた。

①用語 (第 2 条) では、途上国がパブリックドメインの定義規定案の削除に加え、テキスト内でのパブリックドメインという文言自体の削除を主張する一方、先進国はパブリックドメインの保護は重要であるとし、意見の懸隔は埋まらなかった。

<sup>1</sup> 「...on an international legal instrument(s), without prejudging the nature of outcome(s), relating to intellectual property which will ensure the balanced and effective protection of genetic resources (GRs), traditional knowledge (TK) and traditional cultural expressions (TCEs).」 (第 55 回 WIPO 加盟国総会決定より。法的拘束力があるとは明示されていない。)

<sup>2</sup> これまでの IGC の議論の動向については、平成 28 年度 TRIPS 協定整合性分析調査報告書 (第 4 章 II.1. WIPO 遺伝資源等政府間委員会 (IGC) における議論の動向～2016 年 2 月以降の動き～) を参照 [https://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/tripschousahoukoku/28\\_4.pdf](https://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/tripschousahoukoku/28_4.pdf)

②保護対象（第3条）では、途上国が「あらゆる TCEs が保護対象となる案」を提案する一方、米国は、保護対象を限定する何らかの時間的要素が必要だと主張し、新たな案として「五世代以上にわたって継承された TCEs を保護対象とする案」が提示された。

③受益者（第4条）では、国家を受益者とすべきか否かという点について、中国等がこれを受益者に含むべきとする一方、先進国や先住民からは、受益者は先住民や地域社会に限定すべきであり、国家を含めることは適切ではないとの主張がなされ、両者の意見の懸隔は埋まらなかった。

④保護範囲（第5条）では、TCEs の性質（秘匿性のレベル等）に応じて保護のレベルを段階的に変えるアプローチ（Tiered approach）に関して議論され、途上国は段階的保護を主張した。一方、先進国は、当該アプローチは階層の数や階層毎の定義等について不明確であることを主張し、条文の収斂には至らなかった。

## （2）その他各国の提案

テキストに関する議論のほか、新たな作業文書「Traditional Cultural Expressions: A Discussion Paper」が、米国から提出された。本作業文書は、有形、無形のあらゆる文化表現（儀式、ダンス、スポーツ、食品、手工芸品、楽器等）を例示し、それぞれが TCEs として保護対象となるか否かについて議論の促進を図る目的で作成されたものであった。多くの先進国から、この文書は有益だとして米国に謝意が示された。

上記議論を踏まえ修正された改訂テキスト第2版は、第34回 IGC 会合に提出されることとなった。

## 3. 第34回 IGC 会合（TCEs に関する議論及び WIPO 一般総会への勧告検討）（2017年6月12日～16日）

### （1）TCEs のテキストに関する議論

議論の対象となるテキストに対する意見の収束を図ることを目的として、第33回会合同様、地域ごとに参加国数を限定した非公式協議とプレナリーとを併用する手法が採用され、各条項についてテキストベースの議論が進められたが、依然として先進国側と途上国側の意見の懸隔が大きく、ブラケットを多数含むテキストが WIPO 一般総会に提出されることとなった。

### （2）WIPO 一般総会への勧告に関する議論

TCEs の議論と並行して、2017年10月開催の WIPO 一般総会に勧告する IGC の 2018/19 年度マンデート等の議論が行われた。

2016/17 年度マンデートをもとに作成された 2018/19 年度マンデート案に基づいて議論が進められた。多くの途上国は、通常の IGC 会合に加え、少数参加者によるテキスト編集のための作業部会等を設けて、できるだけ多くの日数の会合を開催し、議論の期限を区切って、外交会議への道筋をつけるべきと主張した。一方、日米を中心に複数の先進国は、

多くの時間を費やし 2015 年に策定した 2016/17 年度マンデートが最もバランスのとれたものであり、2018/19 年度マンデートもこれを踏襲したものにすべきと主張した。また、テキストが比較的成熟していると考えられる GR の議論を TK や TCEs の議論と切り離して先行させるべきと主張する途上国に対して、GR、TK、TCEs は互いに関係することから、従前通り対等に扱うべきであると日米等は主張した。このほかにも多くの論点で意見が対立したため、2018/19 年度マンデート自体は勧告に含めず、2018/19 年度も委員会を継続することのみを趣旨とする勧告案が作成され、文言の調整が行われた後、採択された。

#### 4. 第 49 回 WIPO 一般総会（2017 年 10 月 2 日～11 日）

2018/19 年度の IGC のマンデートについて議論が行われた。GR に関する外交会議を 2019 年第 1 四半期に開催するべく、IGC 会合とは別途、会期と会期の間に関係作業部会（Expert Intersessional Working Group; EIWG）を開催する案（アフリカグループ提案）、目的・定義・保護対象・受益者・パブリックドメインの扱い等、各国で立場の相違が大きい分野において加盟国間で合意を見た際に限り、テキストベースの議論や外交会議開催可否の検討を行うとする案（日米提案・EU 提案）等が議論の俎上に載った。先進国と途上国との間で、IGC 会合の開催回数、日数、形式等が争点となり、協議は最終日まで難航した。その結果、最終的には、(i) 2018/19 年度中に「国際的な法的文書」のテキストをまとめることを目的に議論すること、(ii) 法的・政策的・技術的問題に対処する場としての「アドホック専門家グループ」(*ad hoc expert group(s)*) を設立してもよい (*may establish*) こと、(iii) 2018 年の WIPO 一般総会で現状の報告を行い、2019 年の WIPO 一般総会では、議論の成熟度に基づき、外交会議開催や交渉継続の可否について決定すること、(iv) 2 年間で計 6 回（GR 2 回、TK/TCEs 4 回）の IGC 会合が 5 日間（又は 6 日間）ずつ開催されること等を内容とするマンデート及び作業計画が合意されるに至った。

#### 5. 結び

2018/19 年度も、引き続き議論の動向を注視しつつ、我が国の関連産業への影響も踏まえながら、今般策定された新しいマンデートに従い作業を継続していく。

【2017年のWIPO一般総会で決定された2年間（2018/19年）の作業計画】

第35回IGC会合（GR）：2018年3月19日～23日（5日間）

- ・GRにつき、未解決事項への対処やテキスト中のオプション検討に焦点を置き議論

第36回IGC会合（GR）：2018年6月25日～29日（5～6日間）

- ・GRにつき、未解決事項への対処やテキスト中のオプション検討に焦点を置き議論
- ・アドホック専門家グループの開催

第37回IGC会合（TK/TCEs）：2018年8月27日～31日（5日間）

- ・TK/TCEsにつき、未解決事項への対処やテキスト中のオプション検討に焦点を置き議論
- ・勧告を作成することもあり得る

WIPO一般総会：2018年9月24日～10月2日

- ・現状報告と勧告の検討

第38回IGC会合（TK/TCEs）：2018年12月10日～14日（5～6日間）

- ・TK/TCEsにつき、未解決事項への対処やテキスト中のオプション検討に焦点を置き議論
- ・アドホック専門家グループの開催

第39回IGC会合（TK/TCEs）：2019年3月～4月（5日間）

- ・TK/TCEsにつき、未解決事項への対処やテキスト中のオプション検討に焦点を置き議論

第40回IGC会合（TK/TCEs）：2019年6月～7月（5～6日間）

- ・TK/TCEsにつき、未解決事項への対処やテキスト中のオプション検討に焦点を置き議論
- ・アドホック専門家グループの開催
- ・GR/TK/TCEsの実績評価と勧告の作成

WIPO一般総会：2019年10月

- ・これまでの議論の進捗を評価し、テキストを検討し必要な決定を下す

## ．世界知的所有権機関（WIPO）における著作権関連の最近の動向について

### 1．著作権等常設委員会（SCCR）における最近の議題

- （１）放送機関の保護
- （２）権利の制限と例外
- （３）その他（追及権）

### 2．各論

#### （１）放送機関の保護

##### <経緯等>

1998年、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の保護に関する新たなルール（放送条約）の策定を目指して議題化され、現在、2007年の一般総会のマンデート（伝統的な意味での放送機関の保護を定めること（ただし、コンテンツ自体は保護の適用対象外））に従って議論を継続しており、第24回SCCR（2012年7月）において、単一の作業文書が作成されるに至っている。また、第31回SCCR（2015年12月）には、条約の枢要である、（ ）用語の定義（definition）、（ ）保護の対象（object of protection）、及び（ ）与えられる権利（rights to be granted/protection）に関する統合テキスト案が議長から提示され、本統合テキスト案に基づいて議論が行われている。

2017年に開催された2度のSCCR（第34回会合（5月）、第35回会合（11月））では、議長より提示された統合テキスト案に基づき集中的に議論が行われた。

##### <2017年の議論の概要>

##### （ ）用語の定義

「放送」の定義については、「放送」の中に有線放送を含める案に対して、国内法制との整合性の観点から複数の国から懸念が表明されたが、本条約の定義は国内における規制の枠組みに影響しないことを条文に加える提案がなされた。この提案に対しては懸念を表明した国の一部から受け入れ可能との表明がなされた。この結果、放送の定義として無線放送と有線放送を定義上分ける案と放送の定義の中に無線放送と有線放送を含める案が記載されることとなった。

##### （ ）保護の対象

##### ● インターネット上の送信<sup>1</sup>

“放送番組の同時ウェブキャスト（サイマルキャスト）”については、義

<sup>1</sup> 議論の整理上、放送番組の同時ウェブキャスト（サイマルキャスト）、放送番組の異時ウェブキャスト、放送番組のオンデマンド送信及びインターネットオリジナル番組の送信、の4つに分類されている。

務的保護に反対する国はない。放送番組の異時のウェブキャスト及びオンデマンド送信については、EU 等がこれを義務的保護とすべきと主張したものの、複数の国が保護対象とすることに懸念を表明しており、義務的保護とする案、任意的保護とする案、保護対象から除外する案とが併記され、引き続き議論が継続されることとなった。

- 放送前信号

放送前信号については、これを条約の保護対象とすることに反対する意見はなかった。具体的な保護のレベルについては、放送前信号の無許可の再送信に対して禁止権 (right to prohibit) を与える案と、放送前信号に対して適当かつ効果的な保護 (adequate and effective protection) を与える案との間で各国の意見が分かれており、次回会合にて引き続き議論されることとなった。

## (2) 権利の制限と例外

著作権等の権利保護だけでなく、権利の制限と例外の措置についてもデジタル時代に対応した新たな国際的枠組みを構築すべきという途上国からの指摘を受け、2005 年以降、議題化されている。現在 ( ) 図書館とアーカイブのためのものと ( ) 教育、研究機関等のためのものの 2 つを議論対象としている。両議題とも、各国の経験等の共有を中心に行うべきとする先進国と、新たな国際的枠組みの必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いている。

2017 年の会合では、図書館とアーカイブ、教育と研究機関その他の障害者及び博物館のための権利の制限と例外についての研究報告を中心に議論が行われた。また、事務局から今後の本議題に関する進め方に関するアクションプランが提案されたものの、当該アクションプランが会合直前に提示されたこともあり、一部の加盟国からは内容について更なる検討が必要であるとして、次回会合において議論することとなった。

## (3) その他

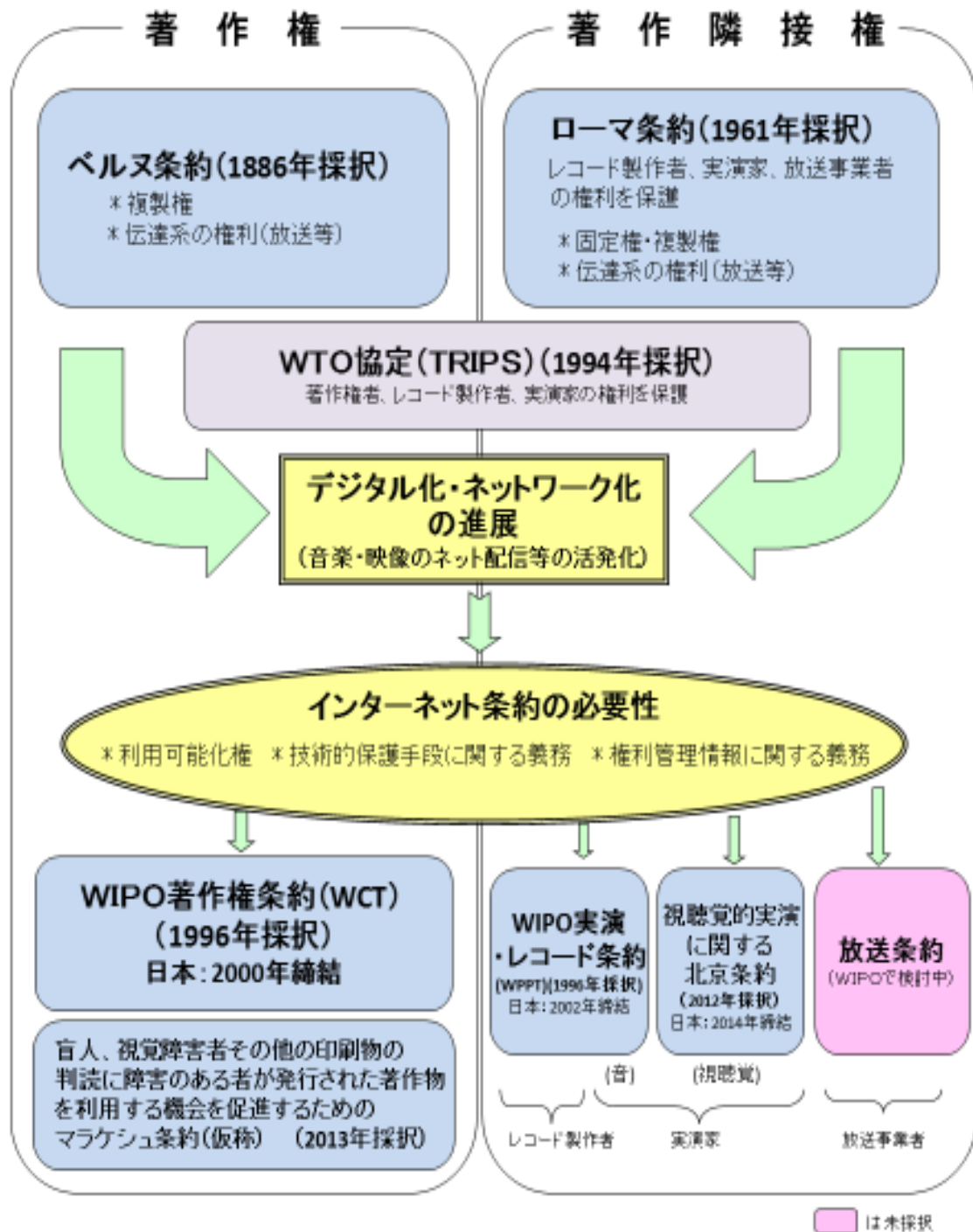
2015 年にセネガル及びコンゴから追及権の議題についての提案がなされ、アフリカ、ヨーロッパ諸国が本議題を常設の議題とすることを支持している。現在までに追及権の経済的な影響等の研究報告がなされている。

一方、一部の国からは追及権が常設議題化されることにより、放送機関の保護等の他の議題について議論する時間が減ることについて懸念が表明され、引き続きその他の議題として議論が継続されることとなった。

## 3. 今後の予定

SCCR は、2018 年 5 月、11 月に開催予定である。

## 主要な著作権関連条約



### Ⅲ. TRIPS 理事会に関する動向

TRIPS 理事会では、2017 年に通常会合が 3 回開催され、TRIPS 協定と生物多様性条約 (CBD) の関係の論点に関する議論や、知的財産とイノベーションに関する議論などが行われた。同理事会特別会合においては、協定中で更に議論を行うことが規定されているワイン・スピリッツの地理的表示の多国間通報登録制度 (ビルトイン・アジェンダ) について議論することとされているが、2011 年 4 月に、これまでの交渉の現況をまとめた合成テキストを添付した議長報告書が公表されて以降、2012 年から 2017 年には実質的な議論が行われず、大きな進展は見られていない。

また、2001 年のドーハ閣僚宣言において検討することとされた地理的表示の追加的保護の対象産品拡大及び TRIPS 協定と CBD の関係についても、2011 年 4 月に各国の立場の隔たりが依然として大きいことを述べた WTO 事務局長の現状評価をまとめた報告書が発出されて以降、進展はない状況である。

#### 1. 既加盟国に対する協定実施のレビュー

(作業の概要)

TRIPS 協定は、1995 年 1 月 1 日に発効し、先進国には 1 年間の経過期間を経て 1996 年 1 月 1 日から、また、発展途上国には 5 年間の経過期間を経て 2000 年 1 月 1 日から、協定の履行義務が発生している<表 1>。

<表 1> TRIPS 協定の適用時期 (発効時の協定に規定された経過期間)

	内国民待遇 最恵国待遇	全体	物質特許 (医薬品等)	医薬品等の 補完措置(*1)
先進国	1996.1.1	1996.1.1	—	1995.1.1(*4)
途上国		2000.1.1	2005.1.1	
後発途上国		2006.1.1(*3)	2006.1.1(*2)	

(\*1) ウルグアイ・ラウンドの結果、途上国等には、物質特許制度の導入について 2006 年までの経過期間が認められたが、その補完措置として、TRIPS 協定発効日 (1995 年 1 月 1 日) から、①医薬品及び農業用化学品の特許出願を受けつけること、②一定の条件の下に医薬品等に排他的販売権を認めることが義務とされている (第 70 条 8 項、9 項)。

(\*2) 2001 年 11 月にドーハにて開催された第 4 回閣僚会議で合意された「TRIPS と公衆衛生に関する特別宣言」に基づき、2002 年 6 月の TRIPS 理事会において、後発途上国の医薬品に関連する物質特許制度の導入及び開示されない情報 (営業秘密) の保護について、2016 年 1 月 1 日までの経過期間が認められており、2015 年 11 月の TRIPS 理事会においてこの経過期間が 2033 年 1 月 1 日へと、17 年間延長されている。

(\*3) 2013 年 6 月の TRIPS 理事会において、後発途上国に認められる経過期間を 2021 年 7 月 1 日まで延長することが決定された。

(\*4) 後発途上国に対しては、2002 年 7 月の WTO 一般理事会において、第 70 条 9 項 (排他的販売権) の義務が 2016 年 1 月 1 日まで免除されることが決定された。こちらも(\*2)と同タイミングで議論が行われ、2015 年 11 月の WTO 一般



理事会において、第70条8,9項について、2033年1月1日までの免除が決定している。

協定実施のレビュー（各加盟国の法令の実施状況の相互チェック）は、各国から通報された国内法令に基づいて、加盟国間で質問／回答を行うレビュー方式で進められ、1996年以降、先進国、開発途上国の経過期間である1999年末までに前倒しで国内法制の整備を完了した一部の途上国、その他の開発途上国、新規に加盟した国に対して順次行われている。

<表2> 国内法令レビュー実施状況

	法令レビューの対象国
1999年末まで	日本、米国、カナダ、豪州、ニュージーランド、EU、ドイツ、イタリア、フランス、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、英国、デンマーク、アイルランド、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、オーストリア、スウェーデン、フィンランド、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、スイス、チェッコ、スロヴァキア、スロベニア、南アフリカ、ハンガリー、ポーランド（一部のみ*）、ブルガリア、ルーマニア、エクアドル、モンゴル、パナマ、ラトヴィア、キルギス
2000年 6月	ベリーズ、サイプラス、エルサルヴァドル、中国・香港、インドネシア、イスラエル、韓国、マカオ、マルタ、メキシコ、ポーランド（前回未了分のみ*）、シンガポール、トリニダード・トバゴ
2000年 12月	チリ、コロンビア、エストニア、グアテマラ、クウェート、パラグアイ、ペルー、トルコ、
2001年 4月	ボリビア、カメルーン、コンゴ、グレナダ、ガイアナ、ジョルダン、ナミビア、パプアニューギニア、セントルシア、スリナム、ヴェネズエラ
2001年 6月	アルバニア、アルゼンチン、バーレーン、ボツワナ、コスタリカ、象牙海岸、クロアチア、ドミニカ、ドミニカ共和国、エジプト、フィジー、グルジア、ホンデュラス、ジャマイカ、ケニア、モーリシャス、モロッコ、ニカラグア、オマーン、フィリピン、セントキッツ・アンド・ネービス、アラブ首長国連邦
2001年 11月	アンチグア・アンド・バーブーダ、バルバドス、ブラジル、ブルネイ、キューバ、ガボン、ガーナ、インド、リトアニア、マレーシア、パキスタン、スリランカ、タイ、チュニジア、ウルグアイ、ジンバブエ
	*セネガル（後発開発途上国扱いとなりレビューを延期）
2002年 3月	モルドバ、ナイジェリア
	*セントビンセント・クレナディーン（レビューを延期）

2002年 6月	カタール
2002年 9月	中国、台湾
2004年 3月	マケドニア
2004年 6月	アルメニア
2007年 2月	サウジアラビア
2008年 3月	ベトナム
2008年 10月	ウクライナ
2009年 10月	トンガ
2012年 6月	モルディブ (一部のみ)
2013年 10月	モンテネグロ、ロシア
2014年 10月	タジキスタン
2016年 6月	セーシェル、カザフスタン
2016年 11月	セントクリストファー・ネーヴィス

## 2. 地理的表示 (GI)

### (1) 概要

- (a) ワイン・蒸留酒の地理的表示の多国間通報登録制度創設 (TRIPS 第 23 条 4 項に規定される交渉項目)

香港閣僚宣言 (WT/MIN(05)/DEC) パラ 29 において、ドーハ閣僚宣言において予測された交渉終結の期間内に交渉を完了すべく、交渉を強化することが合意されている。

- (b) 地理的表示の追加的保護の対象製品の拡大 (交渉項目ではない)

実施問題に関する香港閣僚宣言パラ 39 において、協議プロセスを加速化し、一般理事会は、進展を検討し、遅くとも 2006 年 7 月 31 日までに適切な行動をとることとされている。

※その他、EC は農業交渉で、特定の品目の地理的表示について保護の遡及 (ロールバック) を提案している。

### (2) 各国提案

- (a) ワイン・蒸留酒の地理的表示の多数国間通報登録制度創設

- ・主要論点は、WTO に通報登録された地理的表示(GI)が各国に及ぼす法的効果の有無・強弱、制度非参加国に及ぶ法的効果の有無、の 2 点。

- ・ <日米加豪等共同提案 (TN/IP/W/10) >

過度の負担がかかる制度を創設すべきではなく、WTOに各国の地理的表示を通報登録するDBを作成する。国内での法的効果は各国が決定する。制度への参加は任意。

・ <EC 提案 (TN/IP/W/11) >

通報された地理的表示は公示から一定期間後に登録され、制度への参加／非参加に拘わらず全加盟国で自動的に地理的表示としての法的保護を受けるようにする。地理的表示の拡大も包含。

・ <香港提案 (TN/IP/W/8) >

上記 2 提案の折衷案。通報登録された地理的表示を保護するかどうかは各国の判断に任されるが、一部緩い法的効果を自動的に認める。制度への参加は任意。

(b) 追加的保護の対象製品の拡大

- ・ ワイン・蒸留酒の地理的表示にのみ認められている追加的保護を、食品等の他の産品に拡大するか否かの議論。
- ・ <EC・スイス・インド等>対象産品に制限を設けない。  
EC (TN/IP/W/11)  
印・EC等 (TN/C/W/14/Add.2)
- ・ <米・豪・ラ米等新大陸諸国>拡大には反対。

(3) TRIPS 理事会等での議論

(a) ワイン・蒸留酒の地理的表示の多数国間通報登録制度創設

- ・ 日米加豪チリ等の共同提案国と EC との間の主張が対立し、依然として立場に大きな隔りがある。
- ・ <EC 譲歩案>  
2007 年 10 月に EC が GI 多国間通報登録制度の譲歩案(参加、法的効力等、一部の項目についての譲歩案)を TRIPS 理事会特別会合非公式協議にて口頭で提案。
- ・ <モダリティテキスト案 (TN/IP/W/52) >  
2008 年 7 月の閣僚プロセスにおいて、追加的保護の対象製品の拡大を支持するグループと、TRIPS 協定と生物多様性条約 (CBD) との関係について途上国の立場を支持するグループとの譲歩案として、3 つの議論を一括してテキスト交渉化する提案が示された。  
GI 多国間通報登録制度についての主な点は以下の通り。
  - a) 商標、GI の保護、登録の判断の際には、国内手続に従って、登録を参照し考慮する規定を設ける。
  - b) 登録された GI については、以下の法的効果が生じる。
    - 1) GI としての定義を満たすこと (TRIPS 協定第 22 条 1 項) について、疎明な証拠 (prima facie evidence) とする

- 2) 一般名称でないこと (TRIPS 協定第 24 条 6 項) について、立証される場合のみ一般名称であるとする例外の主張が認められる。
- ・ EC 譲歩案、モダリティテキスト案に関し、各国での異議手続を経ずに自動的に法的効果を発生させる点 (ある意味譲歩とは言えないとの指摘)、EC の提案それぞれの関係が明確でない点について、米、加、豪等から強い懸念が示されている。

・ <クラーク議長報告書 (TN/IP/19) >

2009 年 11 月に退任した TRIPS 理事会特別会合クラーク前議長が、特別会合の作業状況及び従うべき原則 (Guiding Principle) について議長報告をまとめた。この従うべき原則には、①登録簿の目的は、保護の向上ではなく、保護の促進である、②登録簿は通報国と参照国の両者にとって意味のあるものであるべき、③知的財産権の属地主義の性質は維持されるべき、④加盟国に過剰な資金的・行政的負担をかけるべきではない、⑤特別かつ異なる扱いは正確で効果的であるべきである、という 5 つのポイントが示されている。

・ <ムワペ議長報告書 (TN/IP/20) >

TRIPS 理事会特別会合ムワペ議長が、これまでの交渉のストックテイキングを目的として 3 月の TNC 会合に提出した報告書。本議長報告は、法的効果と参加の問題が交渉上の障害となっていること、また、加盟国間の異なる立場に加え、俎上に載っている提案の性質が異なることが交渉上の問題と指摘。その上で、3-4-5 アプローチ (①3 つのクラスター<sup>1</sup>に従って議論する、②4 つの質問<sup>2</sup>を用いる、③5 つの従うべき原則<sup>3</sup>を念頭に置く) が有益であり、シングル・テキストへの収斂は可能としている。

・ <2010 年 12 月オープンエンド会合>

2010 年 11 月の TNC 会合において、ラミー事務局長が、全ての交渉分野で 2011 年第一四半期までにテキストを作成することを指示。これを受け、同年 12 月のオープンエンド会合において、ムワペ議長より、2011 年 1 月以降の交渉の進め方について、①通報、②登録、③法的効果・結果、④手数料・コスト、⑤特別の異なる待遇 (S&D)、⑥参加の 6 つの要素を順に議論し、シングル・テキストの作成を目指すことが説明された。

---

<sup>1</sup> ①法的効果及び制度への参加、②通報と登録、③制度実施によるコスト及び負担と途上国に対する特別かつ異なる扱い。

<sup>2</sup> ①法的効果 (G I 登録について、どのような最小限の法的効果であれば受け入れられるか)、②審査時の通報登録簿の参照 (各国機関が G I 登録を考慮することとなれば、各国機関は何に基づき、登録された情報にどのような重要性を認めるのか)、③参加 (強制と任意以外の選択肢はないか)、及び④特別かつ異なる扱い (S&Dにはどのような形式がありえるか)。

<sup>3</sup> クラーク議長報告書 (TN/IP/19) で示された 5 つのポイントを参照。

- ・ 議長から示された作業スケジュールに従い、2011年1月よりシングル・テキスト作成に向けた交渉が続けられた。

- ・ <2011年4月ムワペ議長報告書 (TN/IP/21) >

2011年3月のTRIPS理事会特別会合において、これまでのシングル・テキスト作成に向けた交渉結果概要が加盟国に共有され、2011年4月に、交渉の現況をまとめた合成テキストを添付した議長報告書を公表。議長報告書では、通報登録制度の対象品目の交渉範囲については、ワイン及び蒸留酒に限定されるという見解を示し、また、登録についての法的効果・参加義務については、法的効果を持たせ、参加を義務的とするW52提案（EU途上国等）と、通報登録制度に法的効果を持たせず、参加を任意とする共同提案（日米加豪NZ等）があり、2つの立場には大きな隔りがあるとの報告がなされた。

- ・ 2011年10月にTRIPS理事会特別非公式会合が開催されたが、これまでのスタンスを確認するにとどまり、議論は収束には至らなかった。
- ・ 2012年は、3月に特別会合が開催されて以降、交渉の進め方について議長による個々の加盟国及びグループとの非公式協議が行われ、同年11月の非公式特別会合において、その結果が報告された。依然として通報登録制度の対象品目の交渉範囲に懸隔があるとしつつ、進展が可能な時期に備え、技術的作業を進めることの重要性が強調された。その後、2013年中は特段の動きが見られなかった

- ・ <2014年4月スイスコム議長報告書 (TN/IP/22) >

2014年4月1日、前年に行われたバリでの閣僚会合を受け、ドーハ開発アジェンダの残された 이슈を前進させるべく、「ポストバリ作業計画」を策定する旨の事務局長からの指示を踏まえ、非公式特別会合が開催された。報告書には、事前に行われた議長による個々の加盟国及びグループとの非公式協議の結果について、依然として交渉の進め方等で加盟国間には懸隔があるとし、「加盟国には通報登録制度に関する実質的な議論を行う準備はない」旨記載された。

- ・ <2015年12月カスティーヨ議長報告書 (TN/IP/23) >

2015年7月のポストバリ作業計画策定期限まで、議長からの提案で非公式の特別会合や情報会合が数回行われたものの、特段の進展は無かった。その後2015年12月WTO閣僚会議前に行われた貿易交渉委員会にて、議長より「状況は2014年から変わりなく、第10回WTO閣僚会議に際してGI通報登録制度に関し実質的な作業を行うことは加盟国間の優先事項ではないと思われる」旨の報告書が発出されている。

- ・ 2016年及び2017年には、議長の提案により、具体的提案の可能性を探るべ

く TRIPS 理事会特別会合等が開催されたものの、2018 年 2 月時点で実質的な議論は再開されていない状況である。

(b) 追加的保護の対象製品の拡大

- ・ EC を含む拡大推進派より、ワイン・スピリッツから全製品へ拡大するという提案がなされているが、豪・米をはじめとする拡大反対派は、拡大の必要性、GI の定義（範囲）、拡大に伴う負担コスト増等を問題視して激しく議論が対立し、完全に膠着。
- ・ 2010 年 3 月まで開催された WTO 事務局長主催による非公式協議及び同年 9 月から 12 月にかけて開催された少数国大使級ブレイン・ストーミング会合において議論されたものの、大きな進展は見られなかった。
- ・ 2011 年 1 月以降再開されたラミー事務局長による少数国首席代表レベル非公式協議において議論されてきたが、議論は収れんせず、2011 年 4 月、各国の立場の隔たりが依然として大きいことを述べたラミー事務局長の現状評価をまとめた報告書が発出されるにとどまっている。（WT/GC/W/633、TN/C/W/61）
- ・ 2012 年以降は具体的な議論がなされず、特段の進展は見られていない。

### 3. TRIPS 協定と生物多様性条約（CBD）との関係、伝統的知識・フォークロアの保護

#### (1) 概要

- ・ 実施問題に関する香港閣僚宣言パラ 39 において、協議プロセスを加速化し、一般理事会は、進展を検討し、遅くとも 2006 年 7 月 31 日までに適切な行動をとること、また、パラ 44 において TRIPS 理事会の作業を継続することとされている。

#### (2) 各国提案

- ・ インド・ブラジル・ペルー等途上国から、遺伝資源等の出所、遺伝資源等の利用に係る事前の同意の証拠、公正・衡平な利益配分の証拠の特許出願中への開示を義務づけるための TRIPS 協定の改正が主張されており、テキストベースの議論を主張しているのに対し、米、我が方、豪、加、NZ 等はテキストベースの議論は尚早であり問題の所在を明らかにすべく、まずは各国の経験の分析等事例ベースの議論を行うべきとしている。
- ・ インド、ブラジル等の開示フレンズ（WT/GC/W/564/Rev.2、TN/C/W/41/Rev.2、IP/C/W/474）、ノルウェー（WT/GC/W/566、TN/C/W/42、IP/C/W/473）は 2006 年 6 月に協定改正テキスト案を提出。
- ・ 我が方は WIPO に提出した文書を提出（IP/C/W/472）し、「誤った特許」の問題は出所開示によっては解決できず、データベースの改善を図るべきであること等を主張。
- ・ EC は遺伝資源等の出所のみ開示を方式的な義務とし、特許無効の理由とはしない案を提示。

### (3) TRIPS 理事会等での議論

- ・2007年に入り、アフリカグループ及びLDCグループが開示フレンズのTRIPS協定改正提案の共同提案国となる旨表明。
- ・2007年10月TRIPS理事会において、ブラジルからもう1つの未解決実施問題であるGI拡大に関する支持と開示フレンズの間での連携を示唆するような発言があったが、米・加・豪等は両者のリンクはより議論の進展を困難にするとの立場。
  - ・〈モダリティテキスト案 (TN/IP/W/52)〉  
遺伝資源等の利用に係る事前の同意や公正・衡平な利益配分の参照条件等について、検討事項として留保。
  - ・本件関連事項は、他フォーラ (CBD、WIPO 等) でも議論が行われている。
- ・2010年3月まで開催されたWTO事務局長主催による非公式協議及び同年9月から12月にかけて開催された少数国大使級ブレイン・ストーミング会合において議論されたものの、大きな進展は見られなかった。
- ・2011年1月以降再開されたラミー事務局長による少数国首席代表レベル非公式協議において議論されてきたが、議論は収れんせず、2011年4月、各国の立場の隔たりが依然として大きいことを述べたラミー事務局長の現状評価をまとめた報告書が発出された。(WT/GC/W/633、TN/C/W/61)
- ・2012から2017年も引き続きTRIPS理事会通常会合において議論されたが、各国がこれまでの立場を確認するにとどまっている。

### 4. EC エンフォースメント提案

- ・ECは、2005年6月にTRIPS協定に係るエンフォースメントに関してベストプラクティスの交換等の議論をTRIPS理事会で行うことを提案 (IP/C/W/448)、その後も水際措置に焦点を当てて当該議論を行うことを提案 (IP/C/W/468 及び IP/C/W/471) したが、ブラジル、アルゼンチン、中国、インド等の途上国からTRIPS理事会の議題として取り扱うことに対して強固な反対が示された。
- ・上記経緯を踏まえ、2006年10月通常会合において、TRIPS協定のエンフォースメントに係る条項のより効率的な実施のための方法に関する議論を行うこと等を求めるEC、我が国、米、スイスを共同提案国とする共同声明 (IP/C/W/485) が提出され、豪、加等から好意的な反応が示されたが、ブラジル、アルゼンチン、中国、インド等の途上国からTRIPS理事会のマンデートを超える等の理由でTRIPS理事会において議題として取り上げること自体に対して引き続き強く反対が示された。
- ・その後2007年2月通常会合において米国、6月通常会合においてスイス、そして10月通常会合において我が国が、それぞれ知的財産権のエンフォースメントに関する議題要請を行ったところ、議題採択に際し中国、インド、アルゼンチン、南アフリカ等から永続的な議題として含めることは認められない等の発言が各会合においてなされたものの、各会合の議題とすること自体がブロックされることはなく、

それぞれ議題要請国から水際措置に関する税関の取り組みについて紹介が行われた。

- ・2008年以降の会合では、議論されていない。

## 5. エンフォースメント・トレンド

- ・2010年6月のTRIPS理事会において、インド・中国を中心とする途上国が、「エンフォースメント・トレンド」という議題の追加を要請。ACTA交渉をはじめとするはじめとする先進国によるエンフォースメント強化の動きに対し懸念が表明された。
- ・他方、我が国、米国、EU等先進国側は途上国側からエンフォースメントについての議論が要請されたことを歓迎しつつ、エンフォースメントの重要性につき反論がなされた。
- ・また、2012年2月のTRIPS理事会通常会合においては、ACTAの状況報告をはじめ、途上国のACTAに対する誤解を解くべく、我が国、米国、EU等のACTA参加国が、「エンフォースメント・トレンド」という議題を追加し、ACTAの意義・必要性・現実性について説明を行った。

## 6. 知的財産とイノベーション

- ・各国における知的財産権の活用の成功事例等を紹介することにより、知的財産権制度の肯定的な側面に焦点を当てることを目的とした議題であり、米国の主導により、2012年11月のTRIPS理事会以来議論が行われている。
- ・2013年は、中小企業（3月）、費用効率的なイノベーション（6月）、スポーツ（10月）、2014年は大学との技術連携（2月）、インキュベーション（6月）、知財制度の普及（10月）、2015年は女性とイノベーション（2月）、イノベーションの資金調達における知財の役割（6月）、起業と新技術（10月）、2016年は教育と普及（3月）、持続可能な資源と低排出技術戦略（6月）、広域のイノベーションモデル（11月）といったテーマの下、先進国・途上国問わず多くの加盟国が、事例紹介を中心とした発言を行っている。2017年においては、「包摂的なイノベーションと零細・中小企業」を毎年テーマに設定、包摂的なイノベーションと零細・中小企業の協力（3月）、包摂的なイノベーションと零細・中小企業の成長（6月）、包摂的なイノベーションと零細・中小企業の貿易（10月）といったテーマで各国における各種支援取組について知見の共有が行われた。
- ・我が国を含む先進国が具体的取組の紹介を通じてイノベーション促進に果たす知的財産権の重要性を主張する一方で、インド等一部の国からは、知的財産はイノベーション促進のためのひとつの要素に過ぎず、知的財産保護は公衆衛生問題等社会福祉とのバランスも考慮すべき旨主張されている。



## 7. 環境関連技術移転促進への知的財産の貢献

- ・2013年3月のTRIPS理事会において、エクアドルが、「現行の知的財産権制度は環境関連技術の移転の障壁になっており、環境関連技術の知的財産権保護を弱めるべき」との文書を提出した。
- ・これを受けて同年6月以降非常設の議題として議論が行われており、ブラジル、インド、中国等の途上国は同提案を歓迎し、気候変動の悪影響を軽減するためにTRIPS柔軟性や強制実施権を積極的に活用するべきと主張したのに対し、日米等の先進国は、知的財産権制度はむしろ技術移転を促進するものであって、途上国において技術移転が進まないのは財政的な問題やインフラ、市場規模等の影響によるものであるとして反論し、意見の対立が続いている。なお2015年以降本議題が取り上げられていない。

## 8. TRIPS 協定と公衆衛生

- ・2001年のドーハ閣僚宣言に基づき、医薬品を製造する能力のない開発途上国による特許の強制実施権の活用方法に関する具体的解決策につき、2003年8月30日の一般理事会においてTRIPS協定と公衆衛生に係るドーハ閣僚宣言のパラグラフ6の実施に係る決定を採択、一定の要件を満たす場合にTRIPS協定第31条(f)及び(h)<sup>4</sup>の義務の一時免除(ウェーバー)が認められ、強制実施権にかかる技術によって製造された医薬品を、製造能力のない開発途上国に輸出することが可能となった(所謂、パラ6システム)。その後、2005年12月6日の一般理事会において、上記決定の内容をTRIPS協定第31条の2及び同附属書並びに附属書補遺に反映する協定改正議定書<sup>5</sup>が、2003年8月30日の一般理事会議長声明の再読み上げと併せて採択された。
- ・2015年10月のTRIPS理事会における年次レビューでは、中国、インド等の途上国が、2014年の会合に引き続き、パラ6システムの僅かな利用実績は当該システ

<sup>4</sup> TRIPS協定第31条 特許権者の許諾を得ていない他の使用

加盟国の国内法令により、特許権者の許諾を得ていない特許の対象の他の使用(政府による使用又は政府により許諾された第三者による使用を含む。)(注)を認める場合には、次の規定を尊重する。

(注)「他の使用」とは、前条の規定に基づき認められる使用以外の使用をいう。

(略)

(f) 他の使用は、主として当該他の使用を許諾する加盟国の国内市場への供給のために許諾される。

(略)

(h) 許諾の経済的価値を考慮し、特許権者は、個々の場合における状況に応じ適当な報酬を受ける。

<sup>5</sup> TRIPS協定改正議定書の附属書の関連規定

第31条の2

1. 第31条(f)における輸出国の義務は、この協定の附属書の第2段落に規定された条件に従い、医薬品を製造する目的のため及び資格のある輸入国へ輸出する目的のため必要な限りにおいて、強制実施権の許諾に関し、適用しない。

2. この条及びこの協定の附属書に規定される制度において、輸出国により強制実施権が許諾される場合、輸出国において許可された使用の輸入国での経済的価値を考慮し、第31条(h)に従い適当な報酬が輸出国において支払われる。資格のある輸入国において、同一の生産物に強制実施権が許諾される場合、第31条(h)における加盟国の義務は、この段落の第一文に従い輸出国において報酬が支払われた生産物には適用しない。

ムの欠陥に起因するとし、NGO や関連企業等全ての関係者を招聘したワークショップの開催を主張する一方、我が国含む先進国からは、従来同様、同システムに問題があることは十分に実証されておらず、引き続き通常会合の枠内で加盟国の具体的事例に基づく分析的かつ論理的な議論を行うべきとして、途上国と先進国の間で議論は平行線をたどった。

- TRIPS 協定改正議定書は WTO 加盟国の 3 分の 2 が受諾したときに当該改正を受諾した加盟国について効力が生じ、その他の加盟国については各加盟ごとに受諾の時に効力を生ずる。当初の TRIPS 協定改正議定書の受諾期限は、2007 年 12 月 1 日であったが、各加盟国の受諾状況を踏まえ、TRIPS 理事会の提案により受諾期限は、一般理事会の承認を得て、2009 年 12 月 31 日、2011 年 12 月 31 日、2013 年 12 月 31 日、2015 年 12 月 31 日までと 4 度延長された。そして、2015 年 10 月の TRIPS 理事会では、さらに受諾期間を 2 年間延長し、2017 年 12 月 31 日までとする合意がなされ、一般理事会で承認された。
- 2017 年 1 月 23 日に、リヒテンシュタイン、アラブ首長国連邦、ベトナムの 3 カ国が新たに受諾し、本改正議定書が発効した（なお、我が国は 2007 年に受諾手続を終えているため、我が国においても同日付で効力が生じることとなった。我が国では、本改正議定書に対応する制度について関連法令で対応可能であったところ、受諾時においても特許法等関連法令の改正は行っていない。）。
- 上記のとおり、TRIPS 協定改正議定書の受諾期限については 2017 年 12 月 31 日までとされていたものの、未受諾の全ての加盟国が当該期限までに受諾することが困難であったことを踏まえ、2017 年 10 月の TRIPS 理事会ではさらに受諾期限を 2 年間延長し、2019 年 12 月 31 日とする合意がなされ、一般理事会で承認された。

## 9. 知的財産と公共の利益

- 2017 年 6 月の TRIPS 理事会において、ブラジル、中国、フィジー、インド及び南アフリカが共同提案国となり、知的財産と公共の利益の観点から強制実施権やボーラー条項、特許性の基準等に関して各国の知見を共有する目的で新たに提案された議題。
- 2017 年は「強制実施権」がテーマとして設定され、インドやブラジル等といった途上国からは各国国内法における強制実施権許諾のための要件や実際の許諾例の紹介が行われた。また、強制実施権の許諾が医薬品価格の下落を含め医薬品アクセス問題の解決に資するといった主張がなされたものの、日米欧等の先進国からは新薬開発のためのインセンティブたり得る知的財産の果たす役割の重要性等について指摘がなされ、双方の見解は一致を見ていない。

## 10. ノン・バイオレーション

- 協定上の義務には違反しないものの、その措置の結果として自国の利益が無効化・侵害されるため、GATT において紛争解決手段の対象とされているノン・バイオレ

ーションについては、その適用猶予期限が、2001年のドーハ閣僚宣言では第5回閣僚会議まで、2004年7月の一般理事会では第6回閣僚会議（香港閣僚会議）まで、2005年12月の第6回閣僚会議以降の各閣僚会議では次回閣僚会議（2009年12月の第7回閣僚会議（ジュネーブ閣僚会議）、2011年12月の第8回閣僚会議（ジュネーブ閣僚会議）、2013年12月の第9回閣僚会議（パリ閣僚会議）、2015年12月の第10回閣僚会議（ナイロビ閣僚会議）、2017年12月の第11回閣僚会議（ブエノスアイレス閣僚会議））まで、それぞれ延長決定されてきた。その後のTRIPS理事会においても、ノン・バイオレーション申立ての範囲と態様に関する議論が行われてきたものの、適用の賛成派と反対派の懸隔が埋まらず、第11回閣僚会議において、2019年に開催予定の次回閣僚会議まで本適用猶予期限を延長することが決定された。

### 1 1. その他（LDCの経過期間延長等）

- ・2008年以降、それぞれの10月（11月）会合に前後して、LDCと先進国との間でワークショップが開催され、TRIPS協定第66条2項の報告書の説明と、改善点に関する議論が行われている。
- ・TRIPS協定第66条に基づく後発開発途上国（LDC）のTRIPS協定履行までの経過期間は、2013年6月のTRIPS理事会において、2021年7月1日まで延長することが決定<sup>6</sup>された。同決定には、経過期間の延長に加え、LDCがTRIPS協定の実施に向けた進展を維持、継続する決意の表明も盛り込まれた。
- ・一方、2001年のTRIPS協定と公衆衛生に関するドーハ閣僚宣言パラ7に端を発する、LDCのみに認めている医薬品関係規定の①経過期間（2002年TRIPS理事会決定<sup>7</sup>。TRIPS協定第2部第5節（特許）及び同第7節（非開示情報）はLDCに対して適用されない。）および②義務免除（2002年一般理事会決定<sup>8</sup>。LDCに対してはTRIPS協定第70条9項の履行義務を免除。）に関しては、両決定ともに2016年1月1日までが期限とされていたところ、2015年2月のTRIPS理事会においてLDC側より、①経過期間、②義務免除共に期限を「LDCを卒業するまで」とし、②に関してはTRIPS協定70条9項に加え、（本来履行義務が発生しているはずの）TRIPS70条8項も免除対象に加える旨の提案がなされた。以降、2015年中のTRIPS理事会および非公式会合において議論が行われ、最終的に、2015年11月のTRIPS理事会再開会合にて、①経過期間、②義務免除共に、期限を2033年1月1日までとすることが決定<sup>9</sup>及び合意<sup>10</sup>された。なお②についてはTRIPS70条8,9項の義務を免除する旨の決定文案が、一般理事会にて決定された。

---

<sup>6</sup> IP/C/64

<sup>7</sup> IP/C/25

<sup>8</sup> WT/L/478

<sup>9</sup> IP/C/73

<sup>10</sup> IP/C/74

#### IV. TRIPS 協定に関連する紛争案件

##### 1. TRIPS 協定に関連する紛争案件（一覧／概要）

###### （1）紛争案件一覧

TRIPS 協定発効から 2017 年 12 月末までの同協定に関連する紛争処理案件としては、37 件の協議要請がなされ、うち 16 件のパネルが設置された。

2000 年までの案件は、経過期間が満了していた先進国相互間の事案、協定発効と同時に全ての加盟国に履行義務が生じた内国民待遇・最恵国待遇についての先進国から途上国への事案が占めていたが、TRIPS 協定を取り巻く激しい議論のもと、近年の TRIPS 協定関連の紛争処理案件の申立は鈍化してきている。

No.	案 件	申立国	現 状
1	日本の外国レコードの遡及保護	米国(DS28) E U(DS42)	終了 終了
2	パキスタンの医薬品農業用化学品の特許保護	米国(DS36)	終了
3	ポルトガルの工業所有権法の特許保護	米国(DS37)	終了
4	インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護	米国(DS50) E U(DS79)	終了 終了
5	インドネシアの自動車関連措置	米国(DS59)	終了
6	アイルランド及びE Uの著作権及び著作隣接権	米国(DS82)	終了
7	デンマークの知的財産権の権利行使	米国(DS83)	終了
8	スウェーデンの知的財産権の権利行使	米国(DS86)	終了
9	カナダの医薬品の特許保護	E U(DS114)	終了
10	E Uの著作隣接権付与に係る措置	E U(DS115)	終了
11	E U及びギリシャの知的財産権の権利行使	米国(DS124) 米国(DS125)	終了 終了
12	E Uの医薬品及び農薬の特許保護	カナダ(DS153)	協議要請
13	米国の著作権法 110 条 5	E U(DS160)	終了
14	カナダの特許保護期間	米国(DS170)	終了
15	アルゼンチンの医薬品特許保護及び農業化学品のデータ保護	米国(DS171)	終了
16	E Uの農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国(DS174) 豪州(DS290)	終了 終了
17	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	E U(DS176)	終了
18	米国の 1930 年関税法 337 条	E U(DS186)	協議要請
19	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国(DS196)	終了
20	ブラジルの特許保護	米国(DS199)	終了

21	米国の特許法	ブラジル (DS224)	協議要請
22	中国の金融情報に係る配信規制	EU(DS372)	終了
23	中国の知的財産の執行に関する問題	米国(DS362)	終了
24	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	インド (DS408) ブラジル (DS409)	協議要請
25	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ウクライナ (DS434)	終了
		ホンデュラス (DS435)	小委員会 設置
		ドミニカ共和国 (DS441)	
		キューバ (DS458)	
		インドネシア (DS467)	
26	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール (DS526) 【対 UAE】	小委員会 設置
		カタール (DS527) 【対バーレーン】	協議要請
		カタール (DS528) 【対サウジアラビア】	協議要請

TRIPS 協定に関連する紛争案件のうち、日本が当事国となった案件、小委員会（パネル）が設置された案件、2018 年 1 月末の時点で係争中の案件の概略につき紹介する。

〔以下の各案件の左の数字は、前記表の案件No.を示す〕

#### 1 日本外国レコードの遡及保護（米国申立：DS28、EU 申立：DS42）

（協議要請の理由）

日本は、1971 年以前の外国音楽ソフトの著作隣接権の保護を欠いており、これは、TRIPS 協定第 14 条（実演家、レコード製作者等の保護）に違反する。

その後日本は、政策的観点から著作権法を改正し、著作隣接権の遡及的保護範囲を 50 年まで拡大したことにより、協定解釈を行うパネルの設置に至らずに紛争処理は終結した。

1996. 2. 9 米国が協議要請

96. 5.24 EU が協議要請（その後、DS28 と一本化）

97. 1.24 日米二国間合意により妥結

#### 4 インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護（米国申立：DS50）

（協議要請の理由）

インドは、医薬品及び農業用化学品の特許保護を行っておらず、また、経過期間中の途上国の義務である医薬品等の特許出願制度及び当該製品の排他的販売権を設けていない。これは、TRIPS 協定第 27 条（特許の対象）、第 70 条 8 項(医薬品等の経過期間中の特許出願)、同 9 項（医薬品等の経過期間中の排他的販売権）に違反する。

- 1996. 7. 2 米国が協議要請（EU 第三国参加）
- 96.11.20 小委員会設置（EU 第三国参加）
- 97. 9. 5 小委員会報告配布
- 98. 1.16 上級委報告採択
- 99. 1.20 米国が勧告実施のためのインドの措置を小委員会に付託

#### 4' インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護（EU 申立：DS79）

（協議要請の理由）

米国の理由と同じ。

- 1997. 4.28 EU が協議要請
- 97.10.16 小委員会設置（米国第三国参加）
- 98. 9.22 小委員会報告採択

#### 5 インドネシアの自動車関連措置（米国申立：DS59）

（協議要請の理由）

インドネシアは、一定の現地調達率の達成と過去に登録されていない独自の商標の使用を条件に、自動車部品の輸入関税及び奢侈税を免除する「国民車」構想を導入した。これは、GATT 第 1 条、第 3 条(最恵国待遇、内外無差別)、TRIM（貿易関連投資措置）協定第 2 条、TRIPS 協定第 3 条、第 20 条、第 65 条（内国民待遇、商標の要件）等に違反する。

- 1996.10. 8 米国が協議要請
- 97. 7.30 小委員会設置
- 98. 7.23 小委員会報告採択（TRIPS 協定部分は、証拠不十分で違反の認定せず。）

#### 9 カナダの医薬品の特許保護（EU 申立：DS114）

（協議要請の理由）

カナダの特許法等は、医薬品の特許保護が十分でなく、TRIPS 協定第 27 条 1 項（特許の対象）、第 28 条（特許の権利）、第 33 条（特許期間）に整合的でない。

その後、カナダは、パネル報告を受けて TRIPS 協定に整合的でないとされた国内法規を改正し、紛争処理は終結した。

- 1997.12.19 EU が協議要請

- 98.11.12 EU が小委員会設置要請
- 99.2.1 小委員会設置
- 2000.4.7 小委員会報告採択
- 00.6.20 勧告実施期間について仲裁に付託
- 00.10.7 仲裁勧告

＜参考；カナダ医薬品特許保護パネルの概要＞

本件パネルで問題とされたカナダの特許法第 55 条 2 項は、以下の場合について特許権侵害の例外とする旨を規定していた。

- (1) 製品の製造、構築、使用又は販売を規制する法律により要求される情報の収集及び提出のために特許発明を実施すること。
- (2) 一定期間中に、他者の特許権満了後の販売を目的として、特許発明品を製造、貯蔵すること。

これに対して、EU は以下のとおり主張した。

- ① 医薬品及び農薬品の発明について他の技術分野の特許発明と異なる扱いをしており、技術分野による差別的取り扱いを禁じた TRIPS 協定第 27 条 1 項に違反している。
- ② 特許権者の承諾を得ていない第三者による特許製品の生産を容認するものであり、特許権者の承諾を得ていない第三者の特許製品の生産等を禁じた TRIPS 協定第 28 条 1 項に違反している。
- ③ 特許権存続期間中に特許権者の承諾を得ていない第三者の特許製品の生産を容認しており、実質的に特許保護期間が短縮されているとして、特許保護期間を 20 年以上とした TRIPS 協定第 33 条に違反している。

一方、カナダ側は、同国特許法第 55 条の規定は、医薬品を可能な限り早く、安価に拡布するという厚生政策の観点と特許権者の保護という産業政策の観点とのバランスを取ったものであり、TRIPS 協定第 30 条で認められている正当な例外に該当し、整合的との反論を行った。

本件については、二国間協議を経たあと、1999 年 2 月にパネルが設置された（日本の他、米国、スイス、インド等 11 ヶ国が第三国参加した。）。

2000 年 4 月に採択されたパネル報告書は、カナダ特許法第 55 条 2 項(1)は、協定第 30 条の目的・文言により正当化されるとしつつ、(2)は、正当化されることはないとし、カナダの TRIPS 協定の義務履行違反を認める内容であった。その後、カナダ及び EU は、パネルの勧告を実施するための「合理的期間」について見解が対立し、6 月に仲裁に付託したところ、8 月に、パネル報告書の採択から 6 ヶ月以内の 2000 年 10 月 7 日までにパネル勧告を実施すべきとの仲裁結果が公表され、本件は終了した。

なお、カナダは、右仲裁勧告とは別に、2000 年 8 月の段階で、関連する国内措置を協定整合的なものとなるべく整備した。

## 12 EU の医薬品及び農薬品の特許保護（カナダ申立：DS153）

（協議要請の理由）

欧州の医薬品特許の保護期間延長に関する EC 規則第 1768/92 号、農薬品特許の保護期間延長に関する EC 規則第 1610/96 号が、技術分野による差別的取り扱いを禁じた TRIPS 協定第 27 条 1 項（特許の対象）に違反する。

1998.12.2 カナダが協議要請

## 13 米国の著作権法第 110 条 5（EU 申立：DS160）

(協議要請の理由)

米国著作権法第 110 条(5)は、一定の状況下では、ロイヤリティを支払うことなく、ラジオ、テレビ等のプログラムを流すことが許される“home style exemption”を規定しているが、この規定はベルヌ条約第 11 条 2(1)、第 11 条(1)に整合的でなく、ベルヌ条約第 1 から第 21 条の規定を遵守することを定めた TRIPS 協定第 9 条 1 項 (ベルヌ条約との関係) に違反する。

1999. 1.26 EU が協議要請

99. 4.15 EU が小委員会設置要請

99. 5.26 小委員会設置

2000. 7.27 小委員会報告採択

00.11.22 勧告実施期間について仲裁に付託

01. 1.15 仲裁勧告

01.10.12 勧告実施のための米国の措置について仲裁勧告

<参考；米国著作権保護パネルの概要>

本件パネルで問題とされた米国の著作権法第 110 条(5)は、以下の場合について著作者の公の伝達に係る権利に一定の例外を認める旨規定している。

(a) 通常使用される種類の単一の受信装置 (例えばテレビ、ラジオ等) を用いた場合

(b) 床面積の小さな店舗や小規模のテレビやスピーカーのみを有する店舗の場合

これに対して、EU は以下のとおり主張した。

①TRIPS 協定第 9 条 1 項は、ベルヌ条約 1 条から 12 条を準用しており、ベルヌ条約 11 条においては、音楽等の著作物の著作者が公の伝達を許諾する排他的権利を享有すると規定している。ベルヌ条約のこれらの規定については、例外として小留保 (minor reservation) の範囲内で著作権を制限することが慣習的に許容されているが、米国著作権法の規定は、この小留保を含むベルヌ条約のいかなる例外にも合致しない。

②TRIPS 協定第 13 条は「著作物の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合」には、著作者の排他的権利を制限できる旨規定しているが、米国著作権法の規定はこの例外に合致しない。

一方、米国側は、同国著作権法第 110 条(5)の規定は、著作物の保護と利用のバランスを図ったもので、ベルヌ条約の小留保に該当し、また、TRIPS 協定第 13 条で認められる例外にも該当し、整合的との反論を行った。

本件については、二国間協議を経たあと、1999 年 5 月にパネルが設置された (日本の他、オーストラリア、カナダ、スイスが第三国参加した。)

2000 年 6 月に採択されたパネル報告書は、米国著作権法第 110 条(5)(a)は、ベルヌ条約の小留保に該当し、TRIPS 協定 13 条の正当な例外にも該当するものであって、協定整合的であるとしつつ、同条(b)は、TRIPS 協定の定める正当な例外に該当するものとは言えず、米国の TRIPS 協定の義務履行違反を認める内容であった。その後、7 月、米国及び EU は、このパネルの判断を受け入れる旨を表明したものの、勧告実施のための「合理的期間」について見解が対立し、11 月に仲裁に付託したところ、2001 年 1 月に、パネル報告書の採択から 12 ヶ月以内の 2001 年 7 月 27 日までにパネル勧告を実施すべきとの仲裁結果が公表された。

その後、米国内で著作権法の当該条項を改正する動きは無く、米国と EU との間で補償に関する協議が行われたが難航し、同年 11 月、双方より、紛争解決了解第 25 条に基づく仲裁を申し立てられたところ、2001 年 10 月に、米国が 2001 年末までにパネルの判断に従わない場合には、EU は年間 110 万ドル (120 万ユーロ) の補償を請求できるとの仲裁結果が公表された。

2002 年 1 月 7 日、EU は米国がパネル勧告を実施していないとして WTO の義務を一時停止するよう主張したが、米国はこれに反対、本件は仲裁に付された。2002 年 2



月 27 日、米国、EU 双方からの要求により、本件解決のための取り組みが進行中であることから、仲裁は一時中断された。

2003 年 6 月 23 日に、米国は欧州の音楽家を援助する EU プログラムに 330 万ドルの財政援助をする形で賠償するという暫定的合意に達している。合意の有効期間は 2001 年 12 月 21 日から 3 年間であったが、期限である 2004 年 12 月 21 日においては、法改正に至っていない。

#### 14 カナダの特許保護期間（米国申立：DS170）

（協議要請の理由）

カナダ特許法は、1989 年 10 月以前の出願に関し、特許成立の日から 17 年間しか保護しておらず、出願の日から 20 年以上の保護を与えることを義務づけた TRIPS 協定第 33 条（保護期間）と整合的でない。また、協定適用の日において係属中の出願についても、協定に定められたより広範な保護を与えるための補正を認めることを義務づけた TRIPS 協定第 70 条 7 項（既存の保護の対象）とも整合的でない。

- 1999. 5. 6 米国が協議要請
- 99. 7.15 米国が小委員会設置要請
- 99. 9.22 小委員会設置
- 2000. 5. 5 小委員会報告配布
- 00. 6.19 カナダが上訴
- 00.10.12 上級委報告採択

#### 16 EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護（米国申立：DS174、豪州申立：DS290）

（協議要請の理由）

欧州委員会規則 2081/92 は、地理的表示に関し内国民待遇を与えておらず、地理的表示と同一の又は類似の、以前から存在する商標について十分な保護を与えていない。このような EC 規則は、TRIPS 協定第 3 条（内国民待遇）、第 16 条（商標について与えられる権利）、第 24 条（地理的表示の保護により、当該地理的表示と同一の又は類似の、地理的表示として知られる以前から存在する商標に関する保護を害すことを禁止）の規定に違反している。

- 1999. 6. 1 米国が協議要請（カナダ第三国参加）
- 2003. 4.17 豪州により協議要請
- 03. 8.18 米国、豪州によりパネル設置要請
- 03.10. 2 小委員会設置（NZ、アルゼンチン、メキシコ、台湾、スリランカ、チェコ、ハンガリー、ブルガリア等第三国参加）
- 05. 3.15 小委員会報告配布
- 05. 4.20 小委員会報告採択

#### 17 米国の 1998 年オムニバス法第 211 条（EU 申立：DS176）

（協議要請の理由）

米国 1998 年オムニバス法第 211 条は、キューバにより接收された企業が保有し

ている商標の登録、更新及び権利行使を認めないことが規定されているところ、TRIPS 協定第 2～4 条、第 15～21 条、第 41 条、第 42～62 条の義務に整合的でない。

1999. 6. 8 EU が協議要請

2000. 6. 30 EU が小委員会設置要請

00. 9. 26 小委員会設置 (カナダ、日本、ニカラグア第三国参加)

01. 8. 6 小委員会報告配布

01. 10. 4 EU が上訴 (10. 19 米国も上訴)

02. 2. 1 上級委報告採択

<参考 ; 米国の 1998 年オムニバス法第 211 条 >

本件パネルで問題とされた米国の 1998 年オムニバス法 211 条には、キューバ政府に接収された資産に関連する商標について、米国裁判所がキューバ国籍を有する者の権利承継者等の権利を承認し、執行することを禁止する旨を規定している。

これに対して、EU は、この規定は TRIPS 協定に違反と主張し、1999 年 7 月に、WTO 二国間協議を要請した。その後のパネル報告書に対し EU・米国ともに上級委員会に上訴したところ、2002 年 1 月、上級委員会は、オムニバス法 211 条は米国人の権利承継者よりも非米国人である権利承継者に不利な待遇を与える条項があり、内国民待遇及び最恵国待遇に違反するとの判断を示した。

2002 年 2 月 1 日に同委員会報告書は採択され、米国はパネルに WTO の義務を遵守する旨表明した。その後、EU と米国は、法制度改善のための合理的期間として同年 12 月末を期限とする旨合意したが、米国の法制度は改善されず、数次にわたり期限延長が行われた。その後、2005 年 7 月 1 日、米 EU 間で対抗措置を発動する権利を留保することが合意された。

## 18 米国の 1930 年関税法第 337 条 (EU 申立 : DS186)

(協議要請の理由)

米国関税法第 337 条は、2 度 GATT のパネルで検討されている。2 度目の 1989 年のパネルでは、GATT 第 3 条で規定される輸入品に対する内国民待遇義務に違反するとされた。その後、同法は 1994 年ウルグアイ・ラウンド協定法により改正されたが、米国はパネルの結論に沿った改正がなされておらず協定不整合な点が存在すると共に、TRIPS 協定第 2 条、第 3 条、第 9 条、第 27 条、第 41 条、第 42 条、第 49 条、第 50 条、第 51 条の規定に違反している。

2000. 1. 12 EU が協議要請 (カナダ、日本第三国参加)

## 20 ブラジルの特許保護 (米国申立 : DS199)

(協議要請の理由)

ブラジルの 1996 年産業財産法では、強制実施権の設定に際してブラジル国内での実施の有無を要件として課しており、物の国内生産の有無について差別を禁じる TRIPS 協定第 27 条、第 28 条の規定に違反している。

2000. 5. 30 米国が協議要請

- 01.1.9 米国が小委員会設置要請
- 01.2.1 小委員会設置（日本、インド、ホンジュラス、ドミニカ第三国参加）
- 01.7.5 米・ブラジル二国間合意により妥結

## 21 米国の特許法（ブラジル申立：DS224）

（協議要請の理由）

米国特許法（第8章等）は、政府の助成を受けた発明に対する特許権について制限を設けているが、発明地等による差別を禁じた TRIPS 協定第27条、特許権者に与えられる権利を定めた第28条に違反する。

2001.1.31 ブラジルが協議要請

## 23 中国の知的財産の執行に関する問題（米国申立：DS362）

（協議要請の理由）

中国における、①商標の不正使用及び著作物の違法な複製に係る刑事手続き及び刑事罰の扱い、②税関において没収された知的財産権侵害物品の処理、③中国国内での発行または流通が許可されていない作品に関する著作権及び著作隣接権の保護及び執行の欠如、④著作物の未許可の複製あるいは未許可の頒布のいずれかのみを行った者に対する刑事手続き及び刑事罰の欠如、は TRIPS 協定第9条1項、第14条、第41条1項、第46条、第59条、第61条等に整合的でない。

2007.4.10 米国が協議要請

07.8.13 米国が小委員会設置要請

07.9.25 小委員会設置（日本、EU、ブラジル、インド、カナダ等第三国参加）

2009.1.26 小委員会報告配布

2009.3.20 小委員会報告採択

2010.3.19 中国が勧告履行を報告

2010.4.8 米中がシーケンス合意

<参考；中国の知的財産権問題パネル>

詳細については『国際知財制度研究会』報告書（平成25年度）「第5章 国際知的財産交渉の諸フォーラムにおける動向等」TRIPS 協定整合性分析調査報告書の「2. 中国の知的財産権問題に対する米国の WTO 提訴(DS362)と勧告実施状況」を参照ありたい。

## 24 EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止（インド申立：DS408、ブラジル申立：DS409）

（協議要請の理由）

ブラジル等の第三国を仕向地とするインドで製造したジェネリック医薬品が、オランダ税関で通過差止された問題に関する EU 及びオランダの措置は、GATT 第5条、第10条、TRIPS 協定第28条、第41条、第42条、TRIPS 協定と公衆衛生に関する2003年8月の決定と TRIPS31条等に整合的でない。

2010. 5.11 インドが協議要請

2010. 5.12 ブラジルが協議要請

<参考 ; EU のジェネリック医薬品通過差止>

詳細については『国際知財制度研究会』報告書（平成 22 年度）の「第 1 章 I. DS408、409（EU 及び加盟国—ジェネリック医薬品の通過差止）—経緯と現状—」を参照ありたい。

25 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置（ウクライナ申立:DS434、ホンジュラス申立 : DS435、ドミニカ共和国申立 : DS441、キューバ申立 : DS458、インドネシア申立 : DS467）

（協議要請の理由）

オーストラリアによるタバコ製品の包装に関して、商標を制限し、無地パッケージを強制する措置は、GATT 第 3 条（内国の課税及び規制に関する内国民待遇）、TRIPS 協定第 2 条 1 項（知的所有権に関する条約）、第 3 条 1 項（内国民待遇）、第 15 条（保護の対象）、第 16 条（与えられる権利）、第 20 条（その他の要件）、第 22 条 2 項（b）（地理的表示の保護）、第 24 条 3 項（国際交渉及び例外）、TBT 協定第 2.2 条（強制規格の必要性）等に整合的でない

2012. 3.13 ウクライナが協議要請

2012. 4. 4 ホンジュラスが協議要請

2012. 7.18 ドミニカ共和国が協議要請

2012. 9.28 ウクライナの要請を受け小委員会設置

（日本等 30 カ国以上第三国参加）

2013. 5. 3 キューバが協議要請

2013. 9.20 インドネシアが協議要請

2013. 9.25 ホンジュラスの要請を受け小委員会設置

（日本等 30 国以上第三国参加）

2014. 4.25 5 つの案件に関し統一の小委員会を設置することが決定

2014. 5. 5 統一の小委員会構成（日本等 30 カ国以上第三国参加）

2015. 5.28 ウクライナより DS434 に関し手続停止要請。翌日パネルより認可

2016. 5.30 DS434 は 12 月以内に手続再開が請求されなかったため DSU 第 12.12 条に基づき終了

2018. 1 月末 DS434 以外の案件につき、統一の小委員会において手続きが進行中（ただし、数次にわたり延長がなされ 2017 年 9 月の小委員会議長通知（WT/DS435/22 等）によれば小委員会報告は 2017 年の第 3 四半期（9 月末）までになされる見込みであったものの、2018 年 2 月現在まだ結論は出されていない）。

26 カタールに対する経済孤立化措置（カタール申立 : DS526（対 UAE）、DS527（対バー

レーン)、DS528 (対サウジアラビア))

(協議要請の理由)

アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアにおける、カタール国民が著作権等を有するテレビコンテンツに対する表示及びアクセス制限等は、TRIPS 協定第3条及び第4条に整合的でない。

2017.7.31 カタールがアラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアに対し  
協議要請

17.10.6 カタールが小委員会設置要請 (DS526)

17.11.22 DS526 に関して小委員会設置 (日本等 20 カ国以上第三国参加)

## V. 偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）について

### 1. 経緯

知的財産権の執行を強化するための新しい国際的な法的枠組みである「偽造品の取引の防止に関する協定」（以下、「ACTA」）は、2005年G8サミットにおいて我が国が提唱し、我が国の他、米国、EU、スイス、カナダ、韓国、メキシコ、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、モロッコが参加、計11回の交渉会合を経て、2010年10月に大筋合意に至った。ACTAは2011年5月1日から署名のために開放されており、2011年10月には、東京にて署名式が開催され、我が国をはじめ、米国、カナダ、韓国、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、モロッコの計8カ国が署名した。2012年1月には、EU及びEU加盟国（全27カ国中22カ国）が、同年7月にはメキシコがそれぞれ東京にて署名した。また、我が国は、2012年10月5日に受諾書を寄託し、ACTAの最初の締約国となった。ACTAは6番目の批准書等が寄託された日の後30日で発効することとされているが、2012年7月に欧州議会においてACTAの締結が否決されて以降、各参加国がACTA締結に踏みとどまっている状況である。2018年2月現在、ACTAを締結した国は我が国のみであり、発効に必要な締結国数に届いていない。

### 2. ACTAの背景：模倣品・海賊版の世界的な拡散と新しい国際的なアプローチ

模倣品・海賊版の世界的な拡散は、耐久性の低い自動車部品や、発火の危険のあるリチウム電池の模倣品等の流通により、消費者の安全や健康の直接的な脅威となっている。更には模倣品・海賊版の製造及び流通が、犯罪組織の安易な資金源になっている可能性がある点も指摘されている。これらの問題は、一つの国や二国間の取組だけでは必ずしも十分に解決することは困難であり、より多くの国での取組が求められている。知的財産権保護に係る現行のマルチの国際規律としてWTO/TRIPS協定があるものの、近年の知的財産権侵害の手法の高度化、デジタル技術の発展等により、主に海賊版及び模倣品による知的財産権の侵害が増大したため、知的財産権に関する執行のためのより効果的な法的枠組みの構築が必要であるとの認識が高まった。そして2005年のG8グレンイーグルズ・サミットにおいて我が国より、模倣品・海賊版防止のための法的枠組み策定の必要性を提唱、その後、日米共同のイニシアティブとしてACTAの交渉が開始された。

### 3. ACTAの概要

ACTAは、TRIPS協定における執行に関する枠組みを更に発展させた「民事上の執行」、「国境措置」、「刑事上の執行」、「デジタル環境における知的財産権に関する執行」について規定している。例えば「国境措置」では、税関の職権による水際取締りについて、TRIPS協定では任意規定にとどまっていたが、ACTAでは、被疑侵害物品の解放を税関当局が職権により停止する手続を不正商標商品及び著作権侵害物品の輸出入について義務づけた。また、ACTAは、効果的な法的枠組みの構築にとどまらず、締約国の執行能力強化や締約国間の国際協力についても規定している。なお、ACTAがインターネット上の取り締まり

を強化し、表現の自由の制限や通信の監視につながるといった懸念が示されることがあるが、ACTAはその協定中、「表現の自由、公正な手続き、プライバシーその他の基本原則が当該各締約国の法令に従って維持されるような態様で実施される」（第27条）と規定されるなど、表現の自由やプライバシーに十分配慮している。

#### 4. ACTAの意義

ACTAの意義は、第一に、締約国自身の知的財産権保護に関する法的枠組みが強化される点にある。第二に、締約国間の意見調整の場である委員会設置やベストプラクティス共有等、締約国間の協力を通じた執行の体制強化・質の向上も期待される。第三に、ACTAの内容がエンフォースメントに関する国際的規律の新たな標準モデルとなり、EPA/FTAのような様々な国際協定に取り込まれていくことで、ACTA締約国の範囲を超えて知的財産エンフォースメントの強化に向けた役割を果たすことが期待される。唯一のACTA締約国として我が国は、二国間・複数国間協議など様々な機会を利用して協定内容への理解を促しエンフォースメントに関する規律強化の基礎としてACTAを活用してゆくことが期待される。